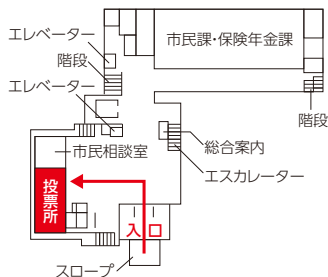


期日前投票

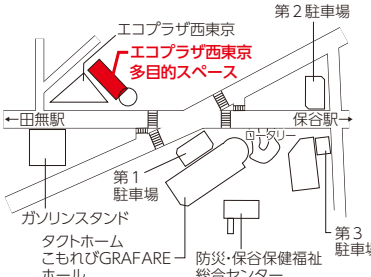
投票日当日に仕事・旅行などの事由に該当すると見込まれる方は、期日前投票をご利用ください。

10月16日(水)～26日(土) 午前8時30分～午後8時

田無庁舎 2階会議室



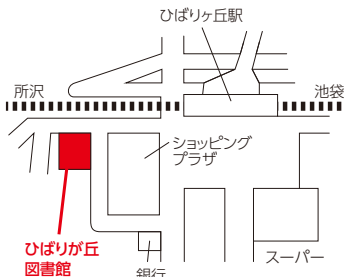
エコプラザ西東京多目的スペース



投票日の直前3日間
投票できます

10月24日(木)～26日(土) 午前8時30分～午後8時

ひばりが丘図書館 講座室



※期日前投票では、宣誓書兼請求書の記入が必要です。投票所入場整理券が届いている場合は、裏面の「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入しご持参ください(投票日当日に投票所で投票する場合は記入不要)。

※選挙人名簿に登録されていれば、入場整理券がなくても投票できます。

※いずれの期日前投票所でも投票できます。ただし、投票日当日は、各世帯宛に封書でお送りする「投票所入場整理券」に記載している投票所でしか投票ができませんのでご注意ください。

不在者投票

滞在地での不在者投票

仕事・旅行などで市外に滞在する方は、滞在地の選挙管理委員会では不在者投票ができます。手続に時間がかかりますので、お早めに請求してください。

また、マイナポータル「ぴったリサービス」から電子申請ができます。詳細は市HPをご確認ください。



不在者投票用紙の
電子申請

有権者

- ①不在者投票用紙の請求(郵送・持参・電子申請)
※請求用紙は、最寄りの市区町村の選管または市HPで配布
※公示日前でも請求できます。

西東京市選挙管理委員会

- ②希望送付先へ不在者投票用紙など一式を簡易書留速達にて送付

有権者

- ③滞在地の選管が指定する場所へ投票用紙など一式を未開封のまま持参して投票
※不在者投票を行う場所や日時は、滞在地の選管により異なりますので、あらかじめ当該委員会にご確認ください。

滞在地の市区町村の選挙管理委員会など

- ④投票した投票用紙は、滞在地の選管が西東京市選管へ送致します。

病院や老人ホームなどでの不在者投票

不在者投票できる施設として指定を受けた病院・老人ホームなどの施設に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。希望する方は、お早めに施設の担当者にお申し出ください。

□市内の不在者投票指定施設

- 指定病院など
佐々総合病院・山田病院・田無病院・田無病院介護医療院・西東京中

央総合病院・保谷厚生病院・武蔵野徳洲会病院・エバグリーン田無・ハートフル田無・武蔵野徳洲苑・葵の園ひばりが丘

●指定老人ホーム

健光園・フローラ田無・クレイン・東京老人ホーム・東京老人ホーム泉寮・保谷苑・めぐみ園・ベストライフ西東京・グリーンロード・ボンセジュール保谷・ベストライフ西東京松の木・福寿園ひばりが丘
※入院・入所している施設が市外の場合は、施設に直接ご確認ください。

郵便等による不在者投票(障害などのある方)

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちで、次の表のいずれかに該当し「郵便等投票証明書」の交付を受けている方は、自宅などで郵便による不在者投票ができます。

すでに「郵便等投票証明書」の交付を受けている方の、投票用紙などの請求期限は、投票日の4日前(10月23日(水))までです。詳細は、西東京市選挙管理委員会にお早めにお問い合わせください。

区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
	免疫・肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護5	

代理記載制度

郵便等投票ができる方のうち、次の表のいずれかに該当し、自ら投票の記載ができない方は、あらかじめ西東京市選挙管理委員会に届け出た方に代理記載をしてもらうことができます。

区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

18歳未満の方の投票所への入場

投票者に同伴する子ども(18歳未満の方)は投票所へ入場できません。ただし、同伴する子どもは、投票用紙への記入および投票箱への投函はできません。

投票所内で騒ぐなど、投票管理者が投票所の秩序が損なわれると判断したときは、入場をお断りする場合などがあります。

お願い

当日、投票所への車での来場はご遠慮ください。お体が不自由な場合などで車を使用する方は、期日前投票(ひばりが丘図書館を除く)をご利用ください。

投票所へのペット(補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)を除く)を連れての来場はご遠慮ください。

投票所への移動支援

下記に該当する方は、ご自宅などから投票所への移動について支援が受けられる場合があります。

- 介護保険の要介護・要支援のいずれかの認定を受けている方：訪問介護(ホームヘルプサービス)など

- 身体障害・知的障害・精神障害・難病などのいずれかがある方：移動支援事業など

□問い合わせ先

- 要介護認定を受けている方
▶高齢者支援課介護調整係 ☎ 042-420-2813

- 要支援認定を受けている方
▶高齢者支援課地域支援係 ☎ 042-420-2811

- 身体障害・知的障害・精神障害・難病などのいずれかがある方
▶障害福祉課障害者相談係 ☎ 042-420-2805

